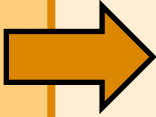


NISAのつみたて投資枠の拡充（令和8年度改正）

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

（令和9年～）

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60 万円	120 万円	240 万円
非課税保有限度額	600 万円	 自動的に移行	1,800 万円
			1,200 万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り〕	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可。	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	・制限なし

※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。